

第4次千葉市地域防犯計画

【改訂版】（案）

（平成30年度～令和4年度）

令和3年4月

千葉市

目 次

| | | |
|-----|---------------------------------------|----|
| 第1章 | 計画改訂の趣旨等について | 1 |
| 1 | 計画改訂の趣旨 | |
| 2 | 主な変更内容 | |
| 第2章 | 本市における犯罪の現状と課題 | 2 |
| 1 | 刑法犯認知件数の推移 | |
| 2 | 犯罪の現状 | |
| | (1) 犯罪の種別 | |
| | (2) 発生場所 | |
| | (3) 留意すべき犯罪の傾向 | |
| 3 | 市民意識 | |
| | (1) 各町内自治会長へのアンケート | |
| | (2) WEBアンケート | |
| 4 | 地域防犯活動の現状 | |
| 5 | 安全で安心なまちづくりへの課題 | |
| 第3章 | 計画の目標について | 11 |
| 第4章 | 防犯施策の推進について | 12 |
| 1 | 基本的な4つの視点 | |
| 2 | 地域を構成する者のそれぞれの役割 | |
| | (1) 市の役割 | |
| | (2) 市民の役割 | |
| | (3) 事業者の役割 | |
| | (4) 警察の役割 | |
| 3 | 具体的な取組み | |
| | (1) 市民を主体とした防犯活動への支援 | |
| | (2) 地域防犯ネットワークの推進 | |
| | (3) 子どもを犯罪から守る | |
| | (4) 高齢者、女性、障害者、犯罪被害者等への安全対策・支援 | |
| | (5) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う安全対策 | |
| | (6) 防犯に配慮した公共施設等の整備 | |
| | (7) 軽微な犯罪、犯罪に至らない義務違反対策 | |
| | (8) 関係部署が連携した取組みの推進 | |
| | (9) 警察との連携 | |
| 資料編 | | 23 |

第1章 計画改訂の趣旨等について

1 計画改訂の趣旨

本市の地域防犯に関する取組みを検証した上で、今後のあるべき方向性を明らかにし、市、市民、事業者、警察、その他関係機関などが、それぞれの役割において連携と相互協力のもとに、一過性ではなく持続的に防犯への取組みを進める方針として、平成30年3月に第4次地域防犯計画を策定し、防犯への取組みを進めてきました。

本計画の期間は令和2年度までとしていましたが、本計画の上位計画であり、千葉市の中長期的な行政運営の指針となる新たな「千葉市基本計画」が令和5年度からスタートすることに伴い、本計画を令和4年度までの計画とし、時点修正による改訂版とします。

2 主な変更内容

- (1) 刑法犯認知件数や地域防犯活動の現状等、基本的なデータを時点修正しました。
- (2) 防犯施策を推進するための具体的な取組みについて、時点修正しました。
- (3) 今後取り組むものとして、新たに下記の取組みを追加しました。

① 繁華街等における安全・安心まちづくりへの取組み (P. 16)

中央区富士見地区等で、悪質な客引き行為等の問題が起きていることから、客引き行為等を防止する条例の制定等、客引き対策の強化を追加しました。

② 電話d e 詐欺等への対策 (P. 18)

電話d e 詐欺の被害の深刻化に対応し、一層の注意喚起と啓発に合わせ、通話録音装置等の設置補助を追加しました。

③ 犯罪被害者等への支援 (P. 18)

市の各部署における支援体制を充実させ、性犯罪・性暴力被害に対しても必要な支援を行うとともに、相談及び情報提供、見舞金制度や居住の支援等を含む条例の検討を追加しました。

(参考)

計画の対象範囲

主として、日常生活や行動範囲の中で発生しうる犯罪への対策、取組みを対象とします。

計画の位置づけ

本計画は、千葉市新基本計画や他分野の計画との整合性を考慮した、地域防犯に関する個別計画として位置づけられます。

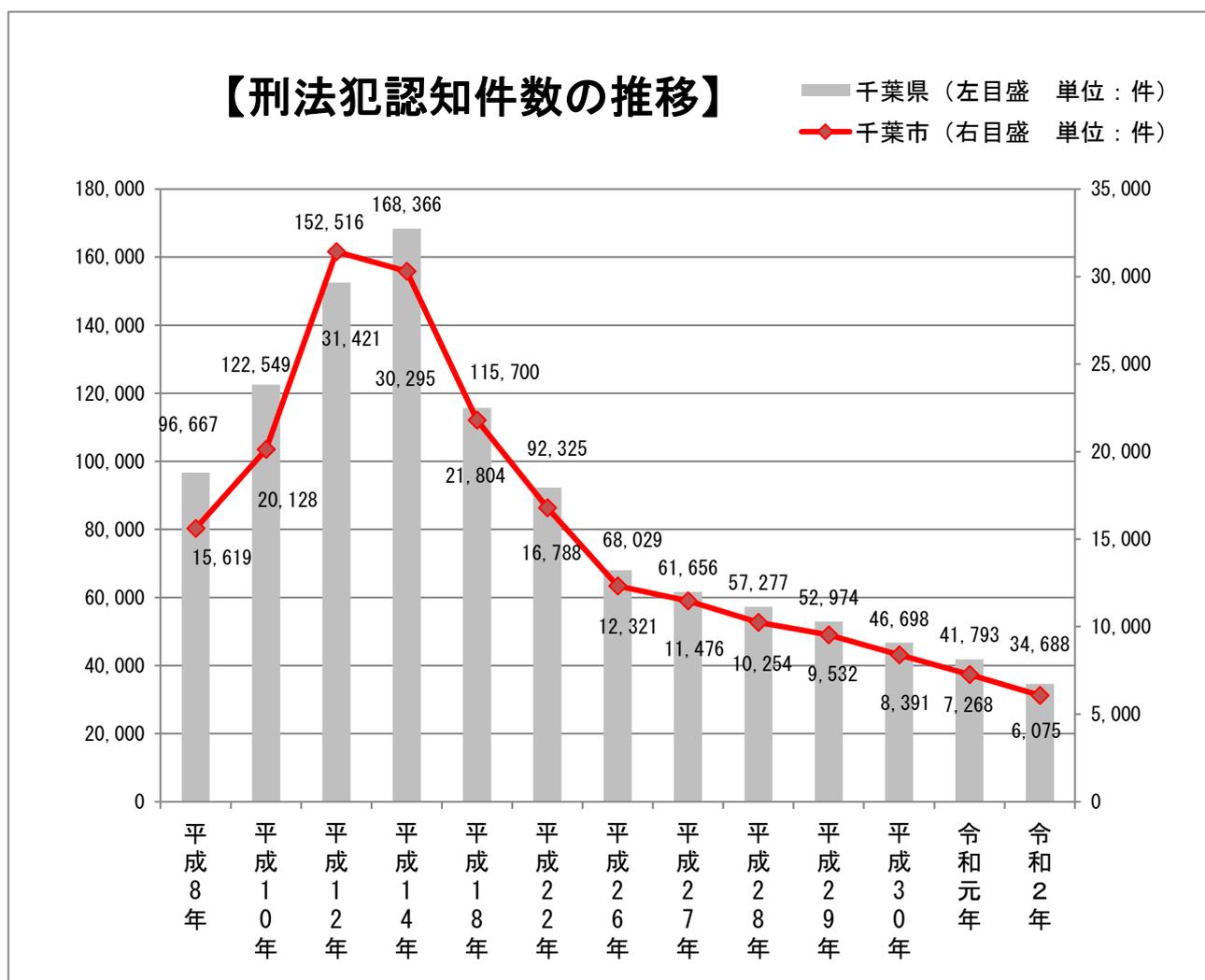
第2章 本市における犯罪の現状と課題

1 刑法犯認知件数の推移

本市における刑法犯認知件数は、令和2年が6,075件（暫定値）で、ピーク時（平成12年）の31,421件に比べて約8割減少しています。

なお、千葉県における刑法犯認知件数は、令和2年が34,688件（暫定値）で、ピーク時（平成14年）の168,366件に比べて、市と同様に約8割減少しています。

（千葉県警察公表資料を基に作成）

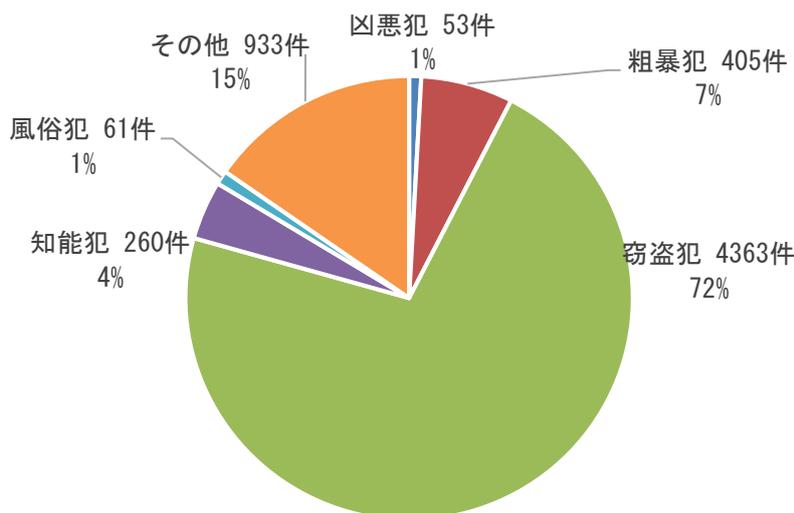


2 犯罪の現状

(1) 犯罪の種別

市内で起きている犯罪を種類（罪種）別で整理すると、次のグラフのとおりです。全体の7割以上が窃盗犯となっており、特に自転車盗の件数が多くなっています。乗り物盗を含む窃盗犯の認知件数は減少傾向ですが、引き続き注意が必要です。

市内の罪種別件数内訳 令和2年 6,075件（暫定値）

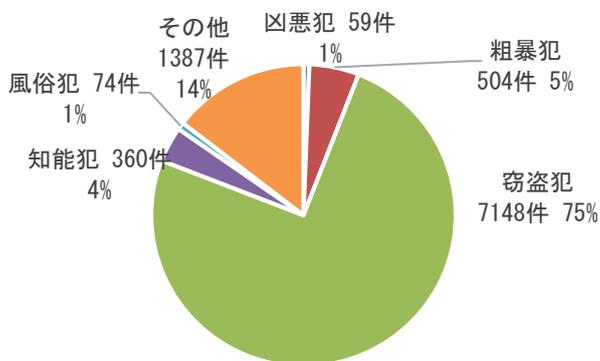


窃盗犯の内訳

| | |
|--------|--------|
| 自転車盗 | 1,474件 |
| オートバイ盗 | 108件 |
| 自動車盗 | 76件 |
| 車上ねらい | 283件 |
| 空き巣 | 183件 |
| 部品ねらい | 164件 |
| ひったくり | 9件 |
| その他 | 2,066件 |

（千葉県警察公表資料を基に作成）

（参考）市内の罪種別件数内訳 平成29年 9,532件



（千葉県警察公表資料を基に作成）

（参考）令和2年 各区の罪種別件数内訳（暫定値）（単位：件）

| 区 | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗犯 | 知能犯 | 風俗犯 | その他 | 合計 |
|------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|
| 中央区 | 18 | 164 | 1,409 | 89 | 15 | 270 | 1,965 |
| 花見川区 | 11 | 53 | 541 | 41 | 12 | 168 | 826 |
| 稲毛区 | 7 | 70 | 816 | 53 | 12 | 178 | 1,136 |
| 若葉区 | 9 | 56 | 623 | 29 | 7 | 158 | 882 |
| 緑区 | 3 | 23 | 340 | 18 | 10 | 67 | 461 |
| 美浜区 | 5 | 39 | 634 | 30 | 5 | 92 | 805 |

(2) 発生場所

犯罪の発生場所別では、「住宅」「駐車場」「駐輪場」「道路上」等での発生件数の割合が高く、住居や身近な公共空間で、犯罪が多発している傾向があります。

県内における罪種別・発生場所別の認知件数及び割合（令和元年）

（単位 件）

| 件数(件) | 場 所 | | | | | | | | |
|-------|--------|------|-------|-------|-------|--------|------|--------|--------|
| | 住宅 | 学校等 | 駐車場 | 駐輪場 | 道路上 | 駅・鉄道施設 | 公園 | その他 | 合計 |
| | 13,197 | 558 | 2,980 | 5,473 | 2,977 | 533 | 324 | 15,751 | 41,793 |
| 凶悪犯 | 89 | 1 | 8 | 2 | 28 | 2 | 2 | 94 | 226 |
| 粗暴犯 | 649 | 31 | 109 | 17 | 568 | 182 | 44 | 746 | 2,346 |
| 窃盗犯 | 8,884 | 415 | 1,963 | 5,201 | 1,669 | 192 | 178 | 12,524 | 31,026 |
| 知能犯 | 1,164 | 4 | 4 | 0 | 44 | 13 | 1 | 605 | 1,835 |
| 風俗犯 | 108 | 8 | 5 | 2 | 122 | 14 | 5 | 138 | 402 |
| その他 | 2,303 | 99 | 891 | 251 | 546 | 130 | 94 | 1,644 | 5,958 |
| 割合(%) | 31.6% | 1.3% | 7.1% | 13.1% | 7.1% | 1.3% | 0.8% | 37.7% | |

（千葉県警察公表資料を基に作成）

(3) 留意すべき犯罪の傾向

■ 電話 d e 詐欺（振り込め詐欺等）

電話 d e 詐欺※とは、犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取る、「医療費の還付金が受けられる」などと言って A T M を操作させ、犯人の口座に送金させる等の犯罪の総称です。

令和元年には、県内で 1, 4 0 9 件、被害額約 2 5 億 6 0 0 0 万円、うち千葉市では 2 4 0 件、被害額約 3 億 9 0 0 0 万円の「電話 d e 詐欺」の被害が発生しています。また、詐欺の手口も高度化しているため、引続き警戒が必要です。

※千葉県独自の広報用名称

■ 子どもを狙った犯罪

ここ数年、未遂を含む子どもの連れ去り事件や、その前兆とも受け取れる「声かけ」、「後つけ」等の事案が全国や県内でも多数発生しています。

令和元年の県内における強制わいせつの発生件数 2 6 1 件のうち、未成年の被害件数は 1 3 7 件で、半数を超えており、深刻な状況です。

■ 高齢者の犯罪被害等

令和元年に県内で、6 5 歳以上の高齢者が犯罪の被害に遭った件数は 5, 9 5 2 件で、人（法人や団体を含まない）の被害件数 3 2, 7 5 7 件の約 1 8. 2 % となっています。

一方、刑法犯として検挙された高齢者の人員は 1, 6 8 4 人で、総数 7, 7 2 6 人のうち約 2 1. 8 % にのびります。

高齢化の進展が予想されていることから、高齢者が被害者又は加害者となる割合が、ますます増加することが懸念されます。

■ 少年犯罪

少年の検挙人員は近年、減少傾向にあるものの、令和元年の乗り物盗の検挙人員 2 9 7 人のうち、半数を超える 1 5 2 人が少年となっています。その他の罪種では、占有離脱物横領、わいせつ、詐欺で、検挙人員のうち少年の割合が比較的高くなっており、少年が犯罪に手を染めないようにする環境が必要です。

3 市民意識

このような犯罪発生状況を背景に、市内の治安について市民がどのように感じているのかについて、令和2年度に町内自治会へのアンケートと、WEBアンケートを実施しました。

(1) 各町内自治会長へのアンケート

千葉市の治安は良いと感じるかについて、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせると、平成29年度に実施したアンケートと同じ割合（72.3%）となっています。

また、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」も、大きな変化が見られない結果となっています。※アンケートの詳細は、P.23に記載しています。

「千葉市内の治安は良いと感じますか？」（1つ選択）

| 実施年度 | 令和2年度実施 | | (参考)平成29年度実施 | |
|----------------|---------|--------|--------------|--------|
| 回答者数 | 897人 | | 224人 | |
| そう思う | 11.5% | 計72.3% | 11.6% | 計72.3% |
| どちらかといえばそう思う | 60.8% | | 60.7% | |
| どちらかといえばそう思わない | 14.3% | 計21.0% | 15.2% | 計20.0% |
| そう思わない | 5.7% | | 5.8% | |
| どちらでもない | 3.7% | | 4.5% | |
| わからない | 2.9% | | 2.2% | |
| (無回答) | 1.1% | | — | |

(2) WEBアンケート

千葉市の治安は良いと感じるかについて、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」を合わせると72.6%、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」を合わせると16.7%となっています。 ※アンケートの詳細は、P.34に記載しています。

「千葉市内の治安は良いと感じますか？」（1つ選択）

| 回答者数 | 840人 | |
|----------------|-------|--------|
| そう思う | 13.8% | 計72.6% |
| どちらかといえばそう思う | 58.8% | |
| どちらかといえばそう思わない | 11.5% | 計16.7% |
| そう思わない | 5.2% | |
| どちらでもない | 6.3% | |
| わからない | 4.3% | |

市民の約7割が、治安はよいと感じているといえます。

4

地域防犯活動の現状

町内自治会や学校単位等で結成されている「防犯パトロール隊」の団体数は、本計画期間中では減少しています。新規結成団体の増加数が鈍化しているとともに、メンバーの高齢化等による既存団体の統廃合が進んでいることが理由として考えられます。

【防犯パトロール隊】

| 年 度 | 登録数 |
|-------|----------|
| H 2 8 | 7 2 3 団体 |
| H 2 9 | 7 2 0 団体 |
| H 3 0 | 7 2 4 団体 |
| R 元 | 7 1 3 団体 |
| R 2 | 6 9 5 団体 |

※各年度末時点。令和2年度は令和3年1月末時点。

ウォーキングや犬の散歩等を兼ねて、個人で防犯パトロールを行う「防犯ウォーキング」の登録数については、ゆるやかな伸びを示しています。個人でも防犯活動を行う意識を持つ人は、潜在的に多いと考えられます。

【防犯ウォーキング】

| 年 度 | 登録数 |
|-------|--------------|
| H 2 8 | 1 2, 8 5 7 人 |
| H 2 9 | 1 3, 6 2 9 人 |
| H 3 0 | 1 4, 1 6 7 人 |
| R 元 | 1 4, 6 2 2 人 |
| R 2 | 1 5, 0 1 4 人 |

※各年度末時点。令和2年度は令和3年1月末時点。

平成29年度から、市では犯罪の抑止を目的に、町内自治会等が設置する防犯カメラの設置費用に対し補助金を交付しています。1つの町内自治会が複数の防犯カメラを設置することもある等、防犯カメラへの期待は高いと考えられます。

【防犯カメラ設置（町内自治会等が設置しているもの）】

| 年 度 | 設置団体数（累計） | 設置台数（累計） |
|-------|-----------|----------|
| H 2 9 | 1 1 団体 | 3 0 台 |
| H 3 0 | 2 7 団体 | 6 1 台 |
| R 元 | 3 5 団体 | 8 2 台 |
| R 2 | 4 8 団体 | 1 1 3 台 |

※各年度末時点。令和2年度は令和3年1月末時点。

市では、中央区富士見地区に設置している防犯カメラのほか、平成30年度から、JR主要駅周辺に防犯カメラを新たに設置し、不特定多数が集まる場所における犯罪の抑止に努めています。

【防犯カメラ設置（市が駅周辺等に設置しているもの）】

| 年 度 | 設置台数（累計） |
|-------|----------|
| H 2 9 | 3 2 台 |
| H 3 0 | 4 5 台 |
| R 元 | 5 2 台 |
| R 2 | 6 0 台 |

※各年度末時点。令和2年度は1月末時点。

本市における犯罪情勢や市民意識、地域防犯活動の現状などを踏まえ、安全で安心なまちづくりを進めていく上での課題を以下のとおり整理します。

課題1 防犯意識の向上

町内自治会へのアンケート等は、約7割の市民が、治安はいいと考えている結果が表れています。(P.23(1)参照)

しかし、防犯対策についての日頃の意識について「意識を高く持って、欠かさずに取り組んでいる」と「意識を高く持って、ある程度取り組んでいる」と回答した人の割合は、合わせて約57%にとどまっています。(P.27(5)参照)

例えば車上ねらいや空き巣は、車両や住宅が無施錠の状況で起きることが多く、必ず施錠する、複数の鍵をかける等の対策を講じることで防止効果が高まります。防犯について意識を高めることで、多くの犯罪被害を防止できることから、市民一人ひとりの防犯意識の向上を図る必要があります。

課題2 地域における防犯力の向上

地域の防犯力を向上させるため、本市ではこれまで防犯パトロール隊の新規結成を促してきました。防犯パトロール隊による積極的な活動は、地域防犯の要といえますが、高齢化等により団体数は減少しており、今後、地域防犯力の維持に影響が出る考えられます。

また、パトロール隊が結成されている町内自治会へのアンケートでの、地域活動団体等の運営や活動における悩みとして「年齢層に偏りがある(参加者の高齢化)」が66.0%と高い割合であるほか、「活動団体のメンバーが少ない」が43.1%、「活動時にメンバーが集まらない」が32.3%、「メンバーの熱意の維持が困難」が15.0%と、防犯パトロール隊の存続にかかわる悩みが多いことがわかります。(P.31(9)参照)

防犯活動により成果が上がったと感じることはなにかという質問について、「ない」という回答の割合が18.4%で3番目に高く、やりがいを感じられない防犯パトロール隊が多いという課題が見えています。(P.30(8)参照)

防犯パトロール隊が直面する課題を改善し、継続的に活動できるよう支援する必要があるほか、防犯カメラの設置等、他の対策も含め、地域の防犯力を維持する必要があります。

課題3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う安全対策

2021年には東京オリンピック・パラリンピックの一部競技が市内で開催されることから、国内外からの多数の観戦者が競技会場周辺のみならず、市内の繁華街を訪れることが見込まれます。不特定多数の人が集まるそれらの場所について、防犯上の安全を確保し、オリンピック・パラリンピック開催時の安全対策を講じることが重要です。

課題4 子どもや高齢者、犯罪被害者等への安全対策・支援

子どもや高齢者等弱い立場の人を狙った犯罪が多発しており、その手口も巧妙・悪質化しています。町内自治会へのアンケートでは、身近に発生する可能性が高い犯罪として「高齢者が被害者となる犯罪」との回答の割合が高く（P. 24（2）参照）、また、本市へ期待する防犯施策についても約5割が、子どもや高齢者など配慮を要する人への安全対策を挙げています。

（P. 29（7）参照）

その一方、子どもや高齢者が加害者として犯罪に関わるケースも多くあり、犯罪から子どもや高齢者を守るとともに、子どもや高齢者が犯罪に走らないように地域社会全体で見守り、規範意識の向上を図る取組みが必要です。

また、犯罪被害に遭われた方や家族の方は、犯罪により家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった目に見える被害だけでなく、フラッシュバック（再体験）やマスコミの取材に追われるストレス等、様々な二次的被害に苦しめられています。

社会に生きる誰もが、理不尽な犯罪で、被害者になり得ます。犯罪被害者等が、被害から回復し、社会の中、とくに住んでいる地域で、再び平穏な生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等の現状を踏まえ、より犯罪被害者等に寄り添った取り組みを行う必要があります。

課題5 安全で安心な環境の整備

市内における犯罪の多くは市民生活に身近なところで起こっています。

町内自治会へのアンケートでも、身近な空間で犯罪に「巻き込まれる不安を感じる場所として、「公園や広場」、「近所の道路」、「駐車場、駐輪場」など、公共の場所を挙げる割合は、高い傾向にあり（P. 25（3）参照）、公共の場所における死角や見通しの悪い場所を減らすとともに、防犯設備の整備等により、安全で安心して生活できる環境づくりを進めていく必要があります。

課題6 規範意識の低下による迷惑行為の氾濫

町内自治会へのアンケートでは、犯罪を減らしていくための課題として「落書きやごみのポイ捨て、放置自転車などの迷惑行為が氾濫している」を挙げた割合は約33%で、2番目に多くなっています。（P. 26（4）参照）

路上喫煙やごみのポイ捨て、落書きや自転車の放置等の違反行為の横行は、地域のモラル、秩序の欠如を想起させ、他の犯罪を誘発することにつながりかねません。こういった迷惑行為は、個人のモラルやマナーの低下による規範意識の低下から起こる問題であるため、市民一人ひとりのモラルやマナーの向上を図る必要があります。

また、夜間の「客引き」による、通行人への声かけ、つきまとい、ごみのポイ捨てが問題となっている地域もあり、対策を検討する必要があります。

第3章 計画の目標について

1 計画の目標

安全で安心して暮らせるまち 千葉市の実現

本計画では、市民一人ひとりが日常生活の中で犯罪への不安を感じることなく、安全で安心な生活を送ることができるまちの実現を目指します。

また、本計画の当初目標であった、令和2年の目標値（犯罪発生件数 8,500 件）を達成しているため、あらためて令和4年の目標値を設定します。

【目標指標】

| 項 目 | 平成29年 | 当初目標値 (令和2年) | 実績見込 (令和2年) | 新たな目標値 (令和4年) |
|---------------------|---------|-----------------|----------------|------------------|
| 刑法犯認知件数 (犯罪発生件数) | 9,532 件 | 8,500 件 | 6,075 件 | 5,300 件 |

第4章 防犯施策の推進について

本計画での目標を達成するため、今後の防犯施策を推進する際の基本的な視点や具体的な取組み等について、以下のとおり整理します。

1 基本的な4つの視点

地域防犯においては、いわゆる「犯罪機会論」つまり「犯罪者に犯行の機会を与えない（隙を見せない）ことで、犯罪を未然に防止する」ということがたいへん重要となります。

この「犯罪機会論」に基づく犯罪対策は、犯罪が起こらない環境（犯行を躊躇（ちゅうちょ）し、断念させるような環境）づくりですから、犯罪被害に遭わないよう積極的に防犯知識を取り入れる、地域で防犯パトロール活動を行う、一般の視線を遮らないように樹木を剪定する、落書きを放置しない、ごみだしのルールを守る等、市民一人ひとりがすぐに取り組めるものが多く、しかも効果的だとされます。

このようなことから、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた取組みを推進するにあたって、4つの「地域防犯に大切な視点」を整理します。

視点1 防犯意識の向上

「抵抗性の向上」とも呼ばれ、端的に言えば、犯罪者の標的になりにくくするための取組みです。防犯知識の普及・啓発を図ることで、市民一人ひとりが日常生活において防犯を意識し、「自分のことは自分で守る」と心がけることで、犯罪被害の減少に努めます。

視点2 地域における防犯活動の推進

地域で行われるあいさつ運動や環境美化運動、防犯パトロール等の様々な防犯活動は、犯罪の抑止効果が非常に高いとされています。

市民による自主防犯活動の推進とともに、市、事業者、警察、その他関係機関等が、それぞれに期待される役割を相互補完的に果たし、互いに連携しながら、一体となった取組みをすることで、犯罪の抑止に努めます。

視点3 犯行を躊躇（ちゅうちょ）させる環境の整備

「領域性及び監視性の向上」とも呼ばれます。一般に犯罪者は「一般の視線を遮るものがなく、監視の目が光っている場所」では、犯行を躊躇（ちゅうちょ）し断念する可能性が高いと指摘されていることから、監視の目を確保したり、まちの死角をなくしたりする等の環境の整備により、犯罪者が入り込む隙を与えないように努めます。

視点4 基本的人権の尊重

子ども、高齢者、女性、障害者、犯罪の被害者等の視点に立った取組みを行うことで、安心なまちづくりを進めます。

また、市民の基本的な人権を侵害したり、住民がお互いに不信感を抱くような「相互監視社会」を招いたりすることがないように、取組みをすすめる際には十分な配慮を行っていきます。

2

地域を構成する者のそれぞれの役割

地域における犯罪をなくすためには、市や警察はもちろん、市民及び事業者にあっても地域の構成員として次のような役割が期待されます。

(1) 市の役割

- ア 犯罪情報の提供や防犯知識の広範な周知（特に緊急時の迅速な情報提供・連絡体制の構築）
- イ 市民、事業者、警察、その他関係機関等と連携した取組みの推進
- ウ 犯罪のないまちづくりに向けた様々な自主的な活動に係る支援及び人材育成

(2) 市民の役割

- ア 犯罪情報に留意し、防犯知識を身につける等による自らの安全確保のための取組み
- イ 犯罪のないまちづくりの主体として、市、事業者、警察、その他関係機関等との連携の中で、防犯パトロール活動、町内自治会活動等を通じた自主的な活動への参加
- ウ 地域のモラル・マナーの低下をもたらす恐れのある義務違反行為の防止

(3) 事業者の役割

犯罪のないまちづくりに向けた様々な活動に対する理解の下、市、市民、警察、その他関係機関等と連携した取組みへの協力

(4) 警察の役割

- ア 犯罪情報の提供
- イ 防犯パトロール活動や防犯に配慮した都市空間づくりにおける実務上の支援
- ウ 犯罪の取締りの徹底
- エ 市、市民、事業者、その他関係機関等と連携した取組みの推進

3

具体的な取組み

基本的な4つの視点、地域を構成する者のそれぞれの役割を踏まえ、これまでの取組みを反映し、残りの計画期間に、具体的に以下のことに取り組みます。なお、取組みにあたり留意する**視点**を記載するとともに、令和3年度から取組み内容を拡充するものは、下線を表記しています。

(1) 市民を主体とした防犯活動への支援

身近な公共空間等での犯罪を中心とした犯罪のない安全なまちづくりの主体は市民です。

市内のあらゆる場所で、全ての市民が「犯罪からの安全」を享受できるようにするためには、自覚を持った市民による取組みこそが最も重要で効果的です。

このことから、市は自主的に活動する市民及び団体に対し、次のような取組みを行います。

ア 犯罪発生情報の提供及び最新の防犯知識の普及 視点1 《重点》

犯罪に遭わないためには、どんな場所でどんな犯罪が起きているかといった犯罪情報と、これを防ぐためには何が有効なのかといった防犯知識を有していることが有効です。

空き巣や「電話 de 詐欺」等の手口は巧妙化しており、被害に遭わないためには、市民一人ひとりが日頃から犯罪情報等に留意し、冷静に対処できるようにしておくことが大切です。

また、防犯パトロール活動にあたっては、犯罪の時間、場所、手口等についての情報をもっていけば、より効果的に実施できるようになると考えます。

このことから、ホームページへの掲載やちばし安全・安心メール、市政だよりでの周知、街頭での防犯キャンペーン等様々な広報手段により、積極的な犯罪情報の提供と防犯知識の普及を図ります。

複雑多様化する消費者問題に対しては、専門の消費生活相談員を配置し、情報提供や助言・あつせん等を行うとともに、町内自治会等向けに巡回講座を実施します。

イ 「防犯リーダー」等人材の育成 視点1・2

「自分たちの街は自分たちで守る」という考えに立ち、自主的な防犯パトロール活動が広く行われるようになってきました。その活動が量的にも質的にも持続的に発展できるようにするため、活動を行う市民の一人ひとりが、防犯上の知識と経験をもとに地域の防犯活動を牽引する、いわゆる「防犯リーダー」となって活躍できるよう、防犯の出前講座や、防犯パトロール隊同士の交流事業、防犯アドバイザーの派遣等、必要な支援を継続して行っていきます。

また、通勤や買い物時に周囲の様子に異変や異常がないか気を配る、犬の散歩やジョギング等を子どもの登下校時間に合わせて行う、行き交う人とあいさつをしながら行う等、日常生活の中に防犯の観点を加える「ながら防犯」も、犯罪の抑止に有効な手法であり、多くの人が取り組んでいけるよう、周知を行います。

ウ 防犯パトロール活動に対する支援 視点1・2 《重点》

防犯パトロール隊に対し、腕章、パトロールベスト等防犯パトロール活動に必要な物品の配付を行います。併せて、青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロールを行う団体（青色防犯パトロール団体）が学校や通学路周辺のパトロールを行う場合、「動く防犯カメラ」としても効果があるドライブレコーダーを配付します。

また、防犯パトロール隊がノウハウや工夫を共有できるよう、パトロールの好事例等の情報発信や、防犯パトロール隊の士気の高揚等を目的に、すぐれた防犯パトロール隊の表彰を積極的に行います。さらに、防犯パトロール隊の活動を、防犯パトロール隊同士のみでなく、広く市民に知らせ、理解の促進を図ります。

この他、犬の散歩やウォーキングと兼ねてパトロールを行う市民に、防犯マークの入った帽子等を貸与する防犯ウォーキング活動支援等、地域住民が主体となって実施する防犯への取組みに対して、今後も支援していきます。

エ 防犯街灯・防犯カメラ等の設置支援

視点2・3 <<重点>>

町内自治会、地区町内自治会連絡協議会や商店街が、防犯街灯や商店街街路灯、防犯カメラを設置する際に要する経費の一部の補助を行い、防犯街灯や防犯カメラ等の防犯設備の普及を促進します。

防犯カメラは個人情報を扱うため、プライバシーの保護、防犯カメラの適正な管理、設置にあたっての町内自治会内での意見の取りまとめ方等について、好事例を収集・情報発信し、設置しようとする町内自治会等の不安解消につながるよう支援します。

(2) 地域防犯ネットワークの推進

市、市民、事業者、警察、その他関係機関等が地域の構成員として連携を強化し、協力関係のもとに次のような取組みを進めます。

ア 防犯上の拠点の整備

視点2・3

犯罪に遭ったとき等の緊急時に助けを求めたり、110番通報の援助をしてもらったり等の防犯上の拠点づくりとしては「こども110番のいえ」事業を行っており、さらなる普及と周知を行っていきます。

イ 「防犯への協力に関する覚書」締結事業者の拡大

視点2・3

事業者は業務用車両等により街中を走行していますので、地域の地理等に明るく、何らかの異変が起きたときにこれを即座に発見し、警察に通報する等対処することが可能であると考えられます。同様に、事業所等に犯罪被害者等が駆け込んできた場合は、警察及び消防への通報等の対応をとる等、防犯上の拠点としても期待されます。また、業務用車両や事業所等に防犯ステッカーを貼付することで、犯罪の抑止及び市民の防犯意識高揚等も併せて行うことが可能です。

このことから、事業者が通常業務の範囲内でできる防犯の取組みについて、市と事業者で覚書を締結し、協働して防犯活動を進めるネットワークの拡大を図ります。

なお、令和2年12月末時点で58の事業者と覚書を締結していますが、商店街や大学等との締結も視野に入れ、締結事業者の拡大を目指します。

ウ 青色回転灯装着公用車等による防犯パトロール活動の実施

視点2・3

市は様々な業務に使用される多数の公用車を保有しており、常時市内を走行しています。その際には地域における異変について気を配り、適切に対応するため、防犯パトロール活動を行います。

また、青色回転灯を装着することが認められた自動車による防犯パトロール活動は、高い視認性とその抑止力により、高い防犯上の効果が期待されており、事務連絡等の外出機会を利用した青色防犯パトロールを実施します。

その他、各区役所では、防犯・道路・公園等の安全、ごみの不法投棄の抑止等を目的として、専任の職員により地域内の生活道路等を計画的に巡回する、多機能パトロールを実施します。

また、千葉市一般廃棄物収集運搬協同組合が保有するごみ収集車にはドライブレコーダーが搭載されており、市内のごみ収集に合わせて、地域の見守り活動を行います。

エ 迅速な防犯情報の配信 視点1・2 《重点》

警察との連携により得た犯罪発生状況や防犯情報に加え、市で独自に入手した不審者情報や電話d e 詐欺等に関する情報等を「ちばし安全・安心メール」を通じて、市民や事業者へ配信します。また、SNS等を活用したきめ細かな防犯情報の提供を検討する等、地域におけるネットワークを推進・強化していきます。

オ 地域防犯連絡会の開催 視点1・2

地域防犯に関する連携と協力を深めるため、市、事業者、警察、関係機関等を構成員とする地域防犯連絡会を開催します。

カ 繁華街等における安全・安心まちづくりへの取組み 視点2・3 《拡充・重点》

近年、西銀座通り、富士見街園周辺を中心とした富士見地区で、居酒屋や接待飲食店への客引きが横行しており、客引き行為者による道路上での通行人への声かけ、つきまとい等が多く発生しているほか、客引きによる違法駐車、ごみや煙草のポイ捨て等、地域の環境が悪化しています。

千葉県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」での、客引き等の規制対象が、性風俗店や接待飲食店となっており、「居酒屋等への客引き」は、執ような客引き行為等が対象であるため、千葉県の条例では規制に限界があります。

市民が繁華街を快適に通行できるようにするため、客引き行為等を防止する条例を制定し、地元の町内自治会、商店街等団体、市、警察等が連携し、客引き対策を行います。

キ 暴力団排除への取組み 視点2

社会全体での暴力団排除を推進するため、千葉県においては、平成23年9月1日に千葉県暴力団排除条例が施行され、本市においても平成24年10月に千葉市暴力団排除条例を施行しました。

条例では、県内でも有数の繁華街である中央区栄町及び富士見1丁目・2丁目を「暴力団排除特別強化地域」に指定し、その強化地域において、飲食店や風俗店等が暴力団員を用心棒としたり、暴力団員へ利益供与したりした場合、当該暴力団員のみならず違反者に対しても刑罰規定を設けています。

今後も市、市民、事業者、警察、その他関係機関等が連携・協力し、暴力団排除の取組みを推進していきます。

ク 災害時における地域防犯体制の強化 視点2・3・4

大規模災害時、避難後の住居や事業所、避難所等における窃盗等の犯罪を防止するため、市と警察が連携して市内の巡回パトロール、広報等の活動を行うとともに、防犯パトロール隊や防犯協会等との協力により、市民への注意喚起、不審者の通報、避難者へ

の配慮等、地域防犯体制の一層の強化を図ります。

ケ 区の独自性を活かした防犯施策 **視点2** **《重点》**

各区では、区役所と防犯パトロール隊による合同パトロールや区役所と地域団体との連絡会議等を開催しています。今後も区の特徴やその時々地域の実情を踏まえて、各区の独自性を活かした事業を実施することにより、柔軟かつ迅速に防犯対策に取り組みます。

(3) 子どもを犯罪から守る

子どもを狙った凶悪な犯罪は、全国で発生しています。子どもは一般に、犯罪から身を守るために必要な知識や経験に乏しい上に、体力的・精神的にも未成熟であるため、日頃から学校や子育て関連施設、保護者、地域住民等による支援が不可欠です。

市ではこれまでも子どもを犯罪から守るために様々な事業を行っていますが、市民、事業者、警察、関係機関等との連携のもと、次に掲げる取り組みを行います。

ア 学校、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等、児童関連施設における安全確保の取り組み **視点1・3・4** **《重点》**

学校や幼稚園、保育所（園）、認定こども園、子どもルーム、児童相談所、その他子育て関連施設等において、不審者の侵入による子どもへの犯罪被害を防止し、安全を確保するため、防犯用具や防犯機器の配備、警備会社への警備委託等、安全対策に取り組めます。

さらに、小学校・中学校への防犯カメラの設置を推進していきます。

また、子どもを対象とする防犯教室・安全教育・不審者の侵入を想定した避難訓練等を行い、子ども自身の防犯意識の高揚や、危険に遭遇した場合の対処方法の習熟を図ります。

イ 登下校時等における安全確保の取り組み **視点2・3・4** **《重点》**

登下校時の児童生徒の犯罪被害防止を図るため、学校、保護者、地域住民との連携による「学校セーフティウォッチャー（学校安全ボランティア）」の見守り活動の拡充、こども110番のいえの指定拡大、防犯ブザー貸与を引き続き行います。加えて、各区での青色回転灯装着車両によるパトロールを下校時間帯に実施します。

さらに、登下校時の安全確保に活かすため、学校、保護者、地域住民と連携して通学路の安全点検を行うとともに、安全マップを作成・更新する等地域ぐるみで子どもの防犯に取り組めます。

ウ 子どもが加害者とならないための取り組み **視点1・2・4**

少年犯罪の件数は減少傾向にありますが、刑法犯全体に占める少年の検挙割合は1割を超えています。子どもが被害者となる犯罪を防止することはもちろん、加害者とならないための取り組みも非常に重要です。

青少年補導員等による補導や相談等を通じた青少年健全育成のための取り組み、青少年を非行に誘引する恐れのある環境の改善のための取り組みを行っていきます。加えて、少年犯罪の予防啓発等行う保護司への支援も継続して実施していきます。

エ 児童虐待防止への取組み 視点 1・2・4

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われる等重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

このような現状を踏まえ、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンの周知・啓発のキャンペーン実施や、虐待の早期発見及び防止のため、総合的かつ効果的な対策を市と警察が連携して行うための児童虐待対応連絡会議を開催します。

(4) 高齢者、女性、障害者、犯罪被害者等への安全対策・支援

高齢者、女性、障害者、犯罪被害者等、市民生活において配慮を要する方々に対し、関係機関等との連携により次の取組みを進めます。

ア 県、警察との連絡会議の開催 視点 4

県、警察とともに、男女間の暴力的事案、子ども・高齢者・障害者虐待事案等について、未然防止、被害拡大の防止を図るために、県、警察、市とで連絡会議を開催し、諸問題に対する認識と情報の共有をするとともに連携を強化します。

イ 電話 d e 詐欺等への対策 視点 1～4 <拡充・重点>

高齢者や女性が狙われやすい振り込め詐欺等の電話 d e 詐欺については、近年被害が深刻化しており、老人クラブへのチラシの配付や街頭でのキャンペーンの実施等、重点的に取り組んでいきます。また、高齢者、女性、障害者等、ターゲットを絞った犯罪被害を防止するため、ちばし安全・安心メールでの防犯情報の提供や、被害者層の傾向とその対策に関する情報について、ホームページへの掲載やチラシの配布を行うとともに、防犯講座や防犯アドバイザーの派遣等を通じて、より一層の注意喚起を図り、警察や町内自治会等と連携しながら、地域社会全体で見守る環境づくりを進めます。

また、詐欺の犯人は、電話での会話を録音されることを嫌う傾向があることから、高齢者世帯を対象に通話録音装置等の設置経費の一部を補助します。

ウ 犯罪被害者等への支援 視点 1・4 <拡充・重点>

犯罪被害者等の抱える問題は、雇用、保健福祉、教育、経済的負担等、多岐に渡ります。

市のそれぞれの分野の部署が、犯罪被害者支援に関する情報・認識を共有するとともに、市内で連携し、横断的に支援を行えるよう、関係部署で構成する会議を開催します。さらに、職員一人ひとりが犯罪被害の実相を理解し、犯罪被害者等に寄り添った支援を行えるよう、職員への研修を行います。

また、犯罪被害者等の視点に立ち、支援に関する情報を得やすい広報に努め、犯罪被害者等が相談しやすい窓口づくりを進めます。特に、性犯罪・性暴力のような潜在化しやすい被害について、関係機関と連携し、全国共通短縮ダイヤル等相談機関に関する情報の周知や犯罪防止に対する啓発を行う等、必要な支援を継続して実施します。

外部の団体との関係については、犯罪被害者等への各種支援を行っている（公社）千葉犯罪被害者支援センター及び性暴力被害者支援センター事業実施団体に対し、財政的な支援を行うとともに、これらの団体との連携を強化します。

加えて、犯罪被害者等の実情を踏まえ、相談及び情報提供、見舞金制度や居住の支援等を含む条例について検討します。

（５）東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う安全対策

２０２１年に開催される東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会は、競技の一部が市内で開催されることから、競技会場周辺のみならず、繁華街にも国内外から多数の観戦者が訪れることが見込まれます。観戦者や市民の安全を確保するため、次の取組みを進めます。

ア 防犯カメラの運用 視点 3 《重点》

J R主要駅周辺等、不特定多数の人が集まる場所に設置した防犯カメラにより、会場周辺や繁華街における犯罪の抑止を図ります。

イ 関係機関等との連携による来訪者の受入環境の充実 視点 1

国内外を問わず本市を訪れる方が、犯罪に巻き込まれることなく快適な滞在を実現できるよう、関係機関、事業者と連携を図り、防犯に関する情報提供等の充実を図ることで来訪者の受入環境の整備に努めます。

（６）防犯に配慮した環境の整備

これまでの都市空間は、そこで犯罪が発生することを想定した上でそれを回避する視点から設計され、整備されてきたとは言えません。一般に犯罪を目論む者は、警察に通報されることを恐れることから「視線を遮るものがなく、監視の目が光っている場所」では犯行を躊躇（ちゅうちょ）し断念する可能性が高いとされています。

したがって、樹木や塀等により外部からの視線が遮られ、監視の目が及ばないような空間を減らすといった視点をもって、公共施設等の整備や管理を進めます。

ア 公共施設の整備及び管理における防犯上の配慮 視点 2・3

道路、公園その他の公共施設は、本来多くの市民が安心して利用できる場所でなければなりません。公共施設の中はもちろん、その周囲での犯罪を防ぐため、公共施設を整備し、及び管理する際には、周囲からの見通しを確保し、死角をつくらないように植栽や工作物の配置を工夫する等、防犯上必要な配慮を行います。

また、市がJ R主要駅周辺や繁華街等に設置した防犯カメラの運用により、不特定多数の人が集まる場所における犯罪の抑止を図ります。

イ 防犯に配慮した住宅等の促進 視点 1・3

防犯に配慮して整備されるべきなのは公共施設に限りません。一般の住宅等においても公共施設と同様に、周囲からの見通しを確保し、死角をつくらないように植栽や建物を配置

するといった配慮が必要です。

そのため、防犯アドバイザーの派遣や住宅関連情報提供コーナー（すまいのコンシェルジュ）での啓発物の配布等を通じ、住宅等を建築する際の防犯上の留意点等、防犯に関する情報提供を行います。

ウ 空家・空地に対する取組み 視点3 《重点》

空家・空地はあくまで所有者の財産であるものの、管理不全な状態で放置することは、建物や工作物の倒壊等の直接的な危険が近隣に及ぶだけでなく、犯罪の温床となる恐れもあります。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、管理不全な空家の所有者に対し、指導等を行うとともに、「千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例」に基づき、管理不全な空地に関しても、指導等を実施していきます。

(7) 軽微な犯罪、犯罪に至らない義務違反対策 視点1～3

軽微な犯罪やモラル・マナー違反が放置されていると、そのうち「自分だけではない」、「皆やっている」という意識から罪悪感が薄れ、犯罪が多発するようになり、これがエスカレートして凶悪犯罪の発生につながると指摘されています。更に、わいせつなビラや看板の氾濫等青少年を取り巻く環境の悪化を放置することが、青少年を非行に誘引する恐れもあります。

様々な防犯活動を行う上で、軽微な犯罪やモラル・マナー違反も犯罪の温床ともなりうることを念頭に置いて取り組んでもらうよう、市民に周知していくとともに、これらの違反行為に対する取組みを行う関係部署が、相互に連携し、効率的に対策を行います。

【比較的軽微な犯罪や義務違反行為に対する取組み（条例に根拠を置く主なもの）】

| 根拠となる条例 | 内 容 | 担当部署 |
|--------------------------|---|--------------------------------|
| 落書きの防止に関する条例 | 他人の建築物や工作物の目に触れる部分に落書きをしないこと。 | 市民局市民自治推進部 地域安全課 |
| 動物の愛護及び管理に関する条例 | 動物は、人に迷惑をかけないように飼うこと。 犬や猫等の排泄物は、適切に処理すること。 犬は、引き綱等をつけて散歩させること。 | 保健福祉局医療衛生部 生活衛生課 |
| 路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例 | 道路、公園等の屋外の公共の場所では、喫煙をしないこと。 空き缶、空きびん、たばこの吸い殻等をポイ捨てしてはならないこと。 | 環境局資源循環部 廃棄物対策課 |
| 放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 | 自ら自動車を放置したり、他人に放置させたり、またはそのような行為をしようとする者に協力しないこと。 | 環境局資源循環部 収集業務課 |
| 廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例 | ごみステーションに出された資源物や不燃ごみを勝手に持ち去さないこと。 | |
| 屋外広告物条例 | 屋外に広告物を掲出する場合には、市長の許可が必要となる場合があること。 道路、街路樹、道路標識、消火栓、電話ボックス等の条例で定める禁止物件には、屋外に広告物を掲出することができないこと。 | 都市局都市部 都市計画課 (都市景観デザイン室) |
| 自転車等の放置防止に関する条例 | 道路等の公共の場所には、自転車や原動機付自転車を放置しないこと。 | 建設局道路部 自転車政策課 |

(8) 関係部署が連携した取組みの推進

視点 1～4

「安全で安心なまちづくり」には様々な要素が含まれます。犯罪のない安全なまちづくりと言っても、防犯パトロール活動への支援、犯罪が発生しにくい公共施設の整備、子どもたちの安全確保、高齢者を狙った犯罪の防止等、様々な取組みがなされています。

それぞれの取組みがバラバラに実施されるよりも、連携を図って進める方が、効率的で、効果が高いことは明らかです。

犯罪のない「安全で安心なまちづくり」を実現するため、「地域防犯推進協議会」を市内の関係部局で構成し、犯罪や防犯に関する情報を共有し、相互に連携することで、本計画に基づく取組みを効果的・効率的に推進します。

(9) 警察との連携

安全で安心なまちづくりのためには、警察との連携が必要不可欠です。警察から多発している罪種やその手口、地域の特徴等の情報提供を受け、それを元に市では対策を講じたり、その情報を市民等に提供し、注意を呼び掛けたりしています。

今後も情報共有や、防犯に関する普及啓発事業への相互参加、捜査への協力等、様々な面において連携を進めていきます。

ア 犯罪情報の提供 視点1～4 《重点》

どんな犯罪がどんな場所で起こっているかという情報は、通報等を通して警察が把握しています。それらの情報や、犯罪の防止策については、警察から行政、学校、市民等に提供してもらうことで、さらなる被害の防止に役立てていきます。

加えて、緊急に市民に知らせる必要のある重大事件や、連続・多発する恐れのある事件については、市は速やかに警察からの連絡を受け、ちばし安全・安心メールでの配信や、必要に応じた防災無線の活用等を通じて、市民に対し迅速に情報提供します。

また、子どもを狙った犯罪や前兆事案に関する情報が警察から寄せられた場合は、学校や保育所等関係部署での情報共有を密に行います。

イ 防犯パトロール活動や防犯に配慮した都市空間づくりにおける実務上の支援

視点1～3

自主的な防犯パトロール活動や防犯に配慮した都市空間づくりに際して、どのような点を監視し、又は留意することが有効なのかを判断するにあたっては、警察が有する専門知識や実務経験が大いに参考となります。このような知識や経験を様々な防犯活動に役立てるために講座の開催や合同での防犯パトロールの実施等引き続き連携して実施してまいります。

ウ 防犯に関する啓発活動への相互参加 視点1・2

市と警察がそれぞれに行う街頭キャンペーン等の啓発活動について、相互に積極的に参加し、市と警察とが一体となって防犯に取り組んでいることをPRすることで、市民の防犯意識のさらなる向上に努めます。

資料編

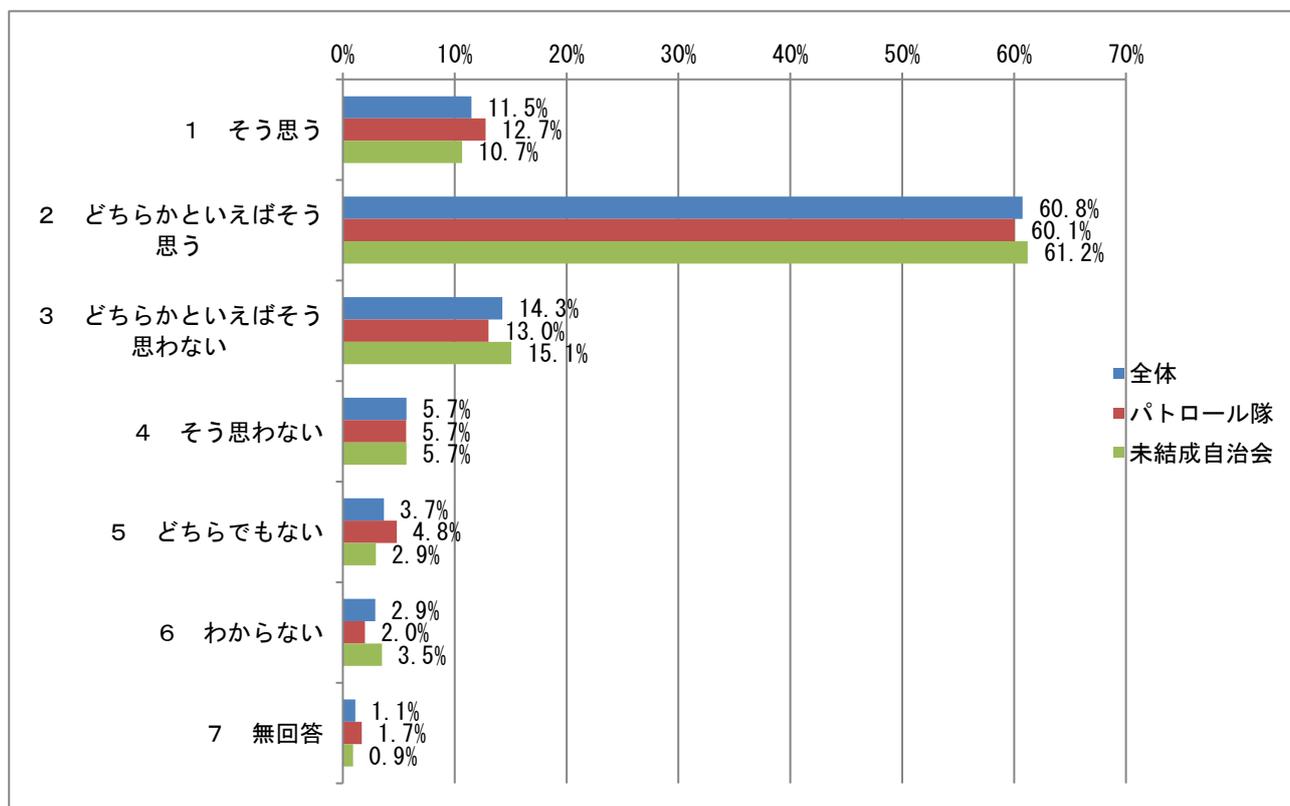
アンケート結果 1

| | | |
|---------|--------------------------|---------------------|
| 期 間 | 令和2年9月2日～12月11日 | |
| 対 象 | 防犯パトロール隊が結成されている町内自治会代表者 | 422名 |
| | 防犯パトロール隊未結成の町内自治会代表者 | 678名 |
| | 合計 | 1,100名 |
| 回答数 (率) | 防犯パトロール隊が結成されている町内自治会代表者 | 353名 (回答率 83.6%) |
| | 防犯パトロール隊未結成の町内自治会代表者 | 544名 (回答率 80.2%) |
| | 合計 | 897名 (回答率 81.5%) |

(1) 千葉市の体感治安について

「千葉市内の治安は良いと感じますか？」(1つ選択)

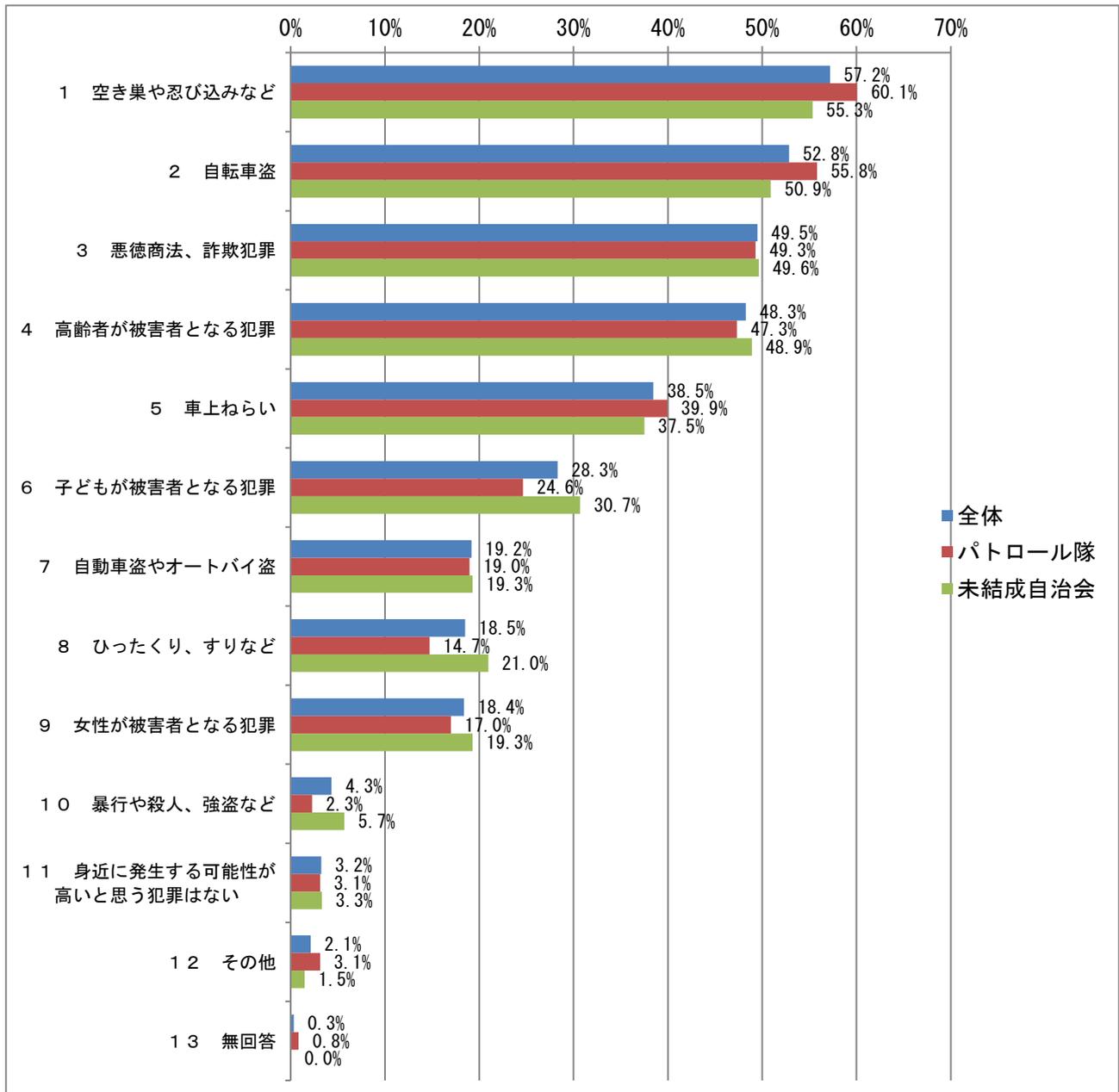
「そう思う」は、防犯パトロール隊が結成されている町内自治会の方が回答した割合が高く、「どちらかといえばそう思う」、「どちらかといえばそう思わない」は、防犯パトロール隊未結成の町内自治会で回答した割合が高くなっていますが、防犯パトロール隊の結成の有無で、大きな相違はない結果となっています。



(2) 被害に遭遇する不安を感じる犯罪について

「身近に発生する可能性が高いと思う犯罪は次のうちどれですか？」(複数選択)

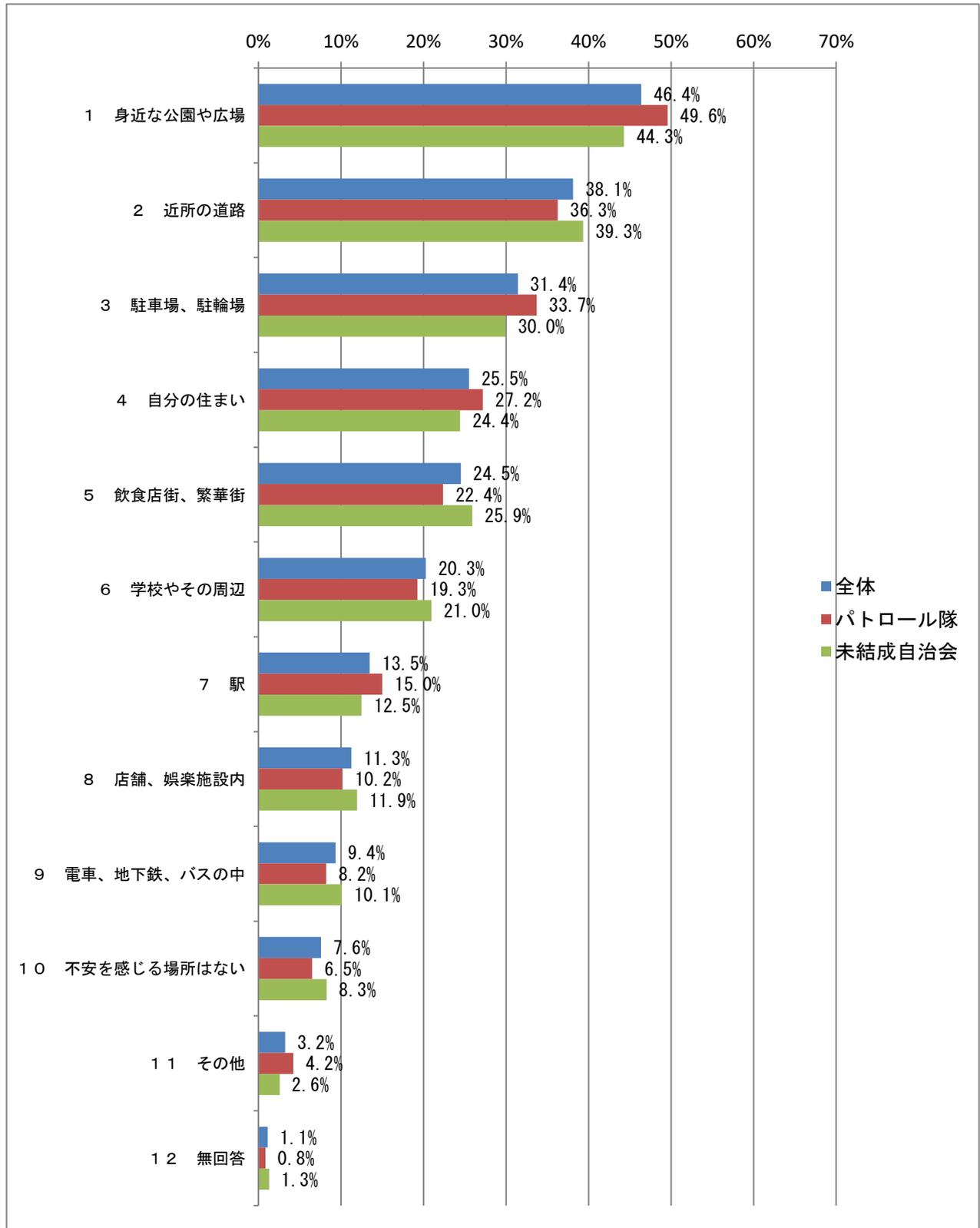
防犯パトロール隊が結成されている町内自治会は、空き巣やしのび込み、自転車盗、車上ねらい等に高い割合を示しており、未結成の町内自治会では、高齢者や子ども、女性が被害者となる犯罪、すりやひったくり、暴行や殺人等について高い割合となっています。



(3) 犯罪発生への不安を感じる場所について

「身近な空間で犯罪に巻き込まれる不安を感じる場所はどこですか？」（複数選択）

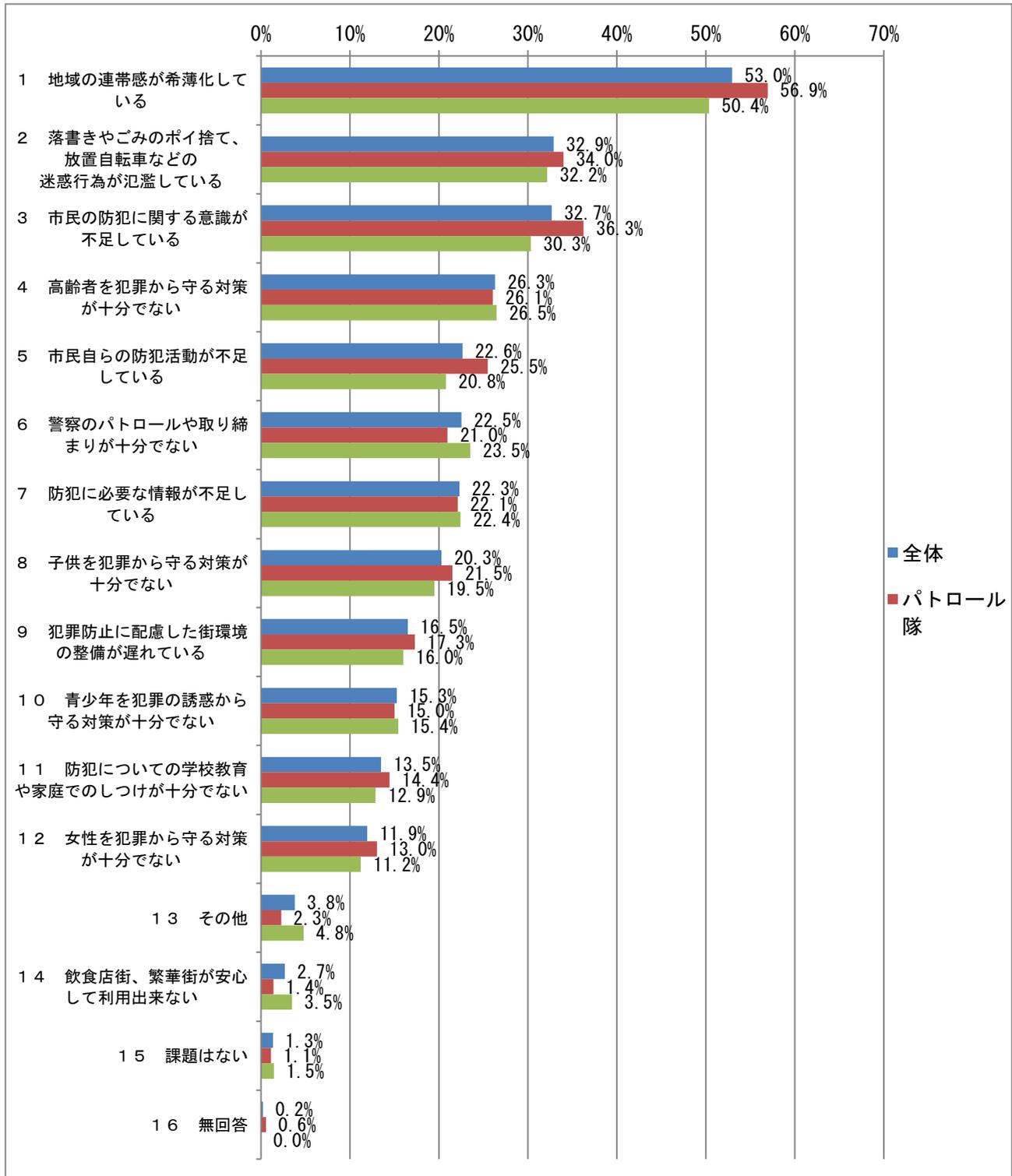
防犯パトロール隊が結成されている町内自治会は、未結成の町内自治会より、身近な公園や広場、駐車場・駐輪場、自分の住まい等に割合が高く、未結成の町内自治会では、飲食店街や繁華街、店舗・娯楽施設等、公共交通機関の中等に割合が高くなる傾向があります。



(4) 犯罪減少への課題について

「犯罪を減らしていくためには、何が課題であると思いますか？」(複数選択)

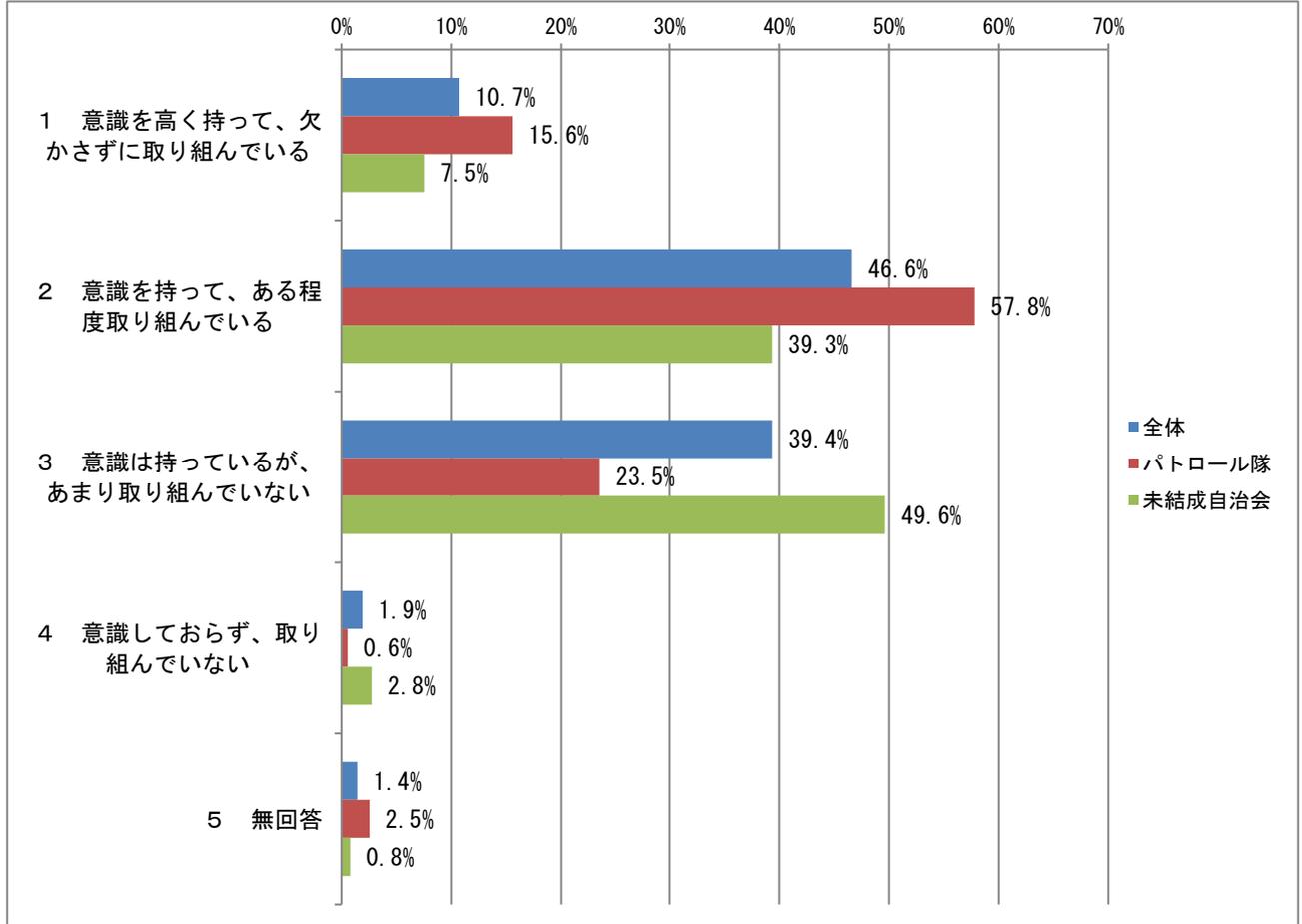
防犯パトロール隊が結成されている町内自治会は、地域の連帯感の希薄化や、市民の防犯意識、市民自らの防犯活動を課題として指摘する割合が高い一方、未結成の町内自治会では、警察のパトロールや取り締りの不足を挙げる割合が、若干ながら結成されている町内自治会より高くなっています。



(5) 防犯意識について

「防犯対策について、日頃どの程度意識して取り組んでいますか？」（1つ選択）

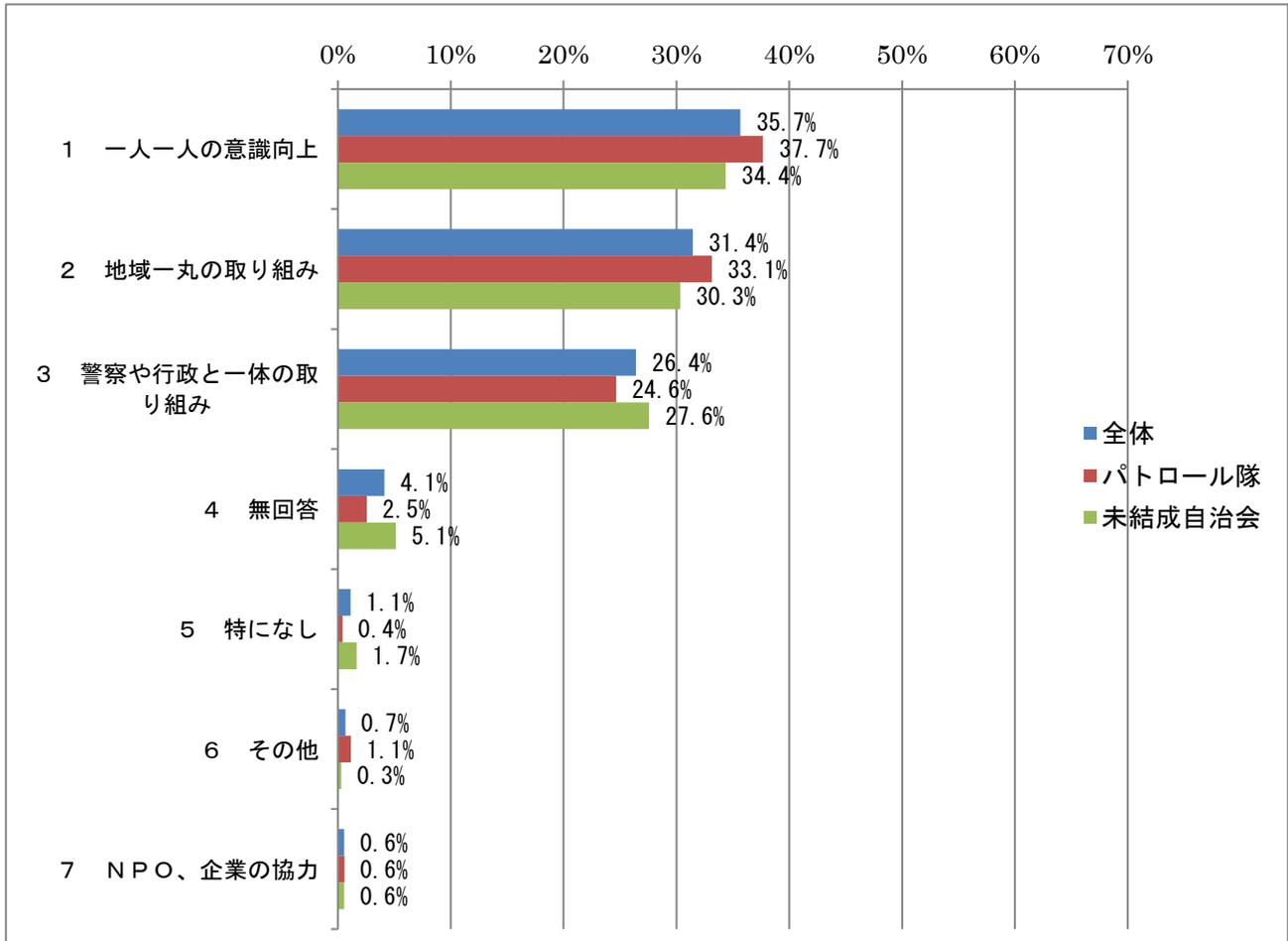
防犯パトロール隊の結成の有無で、防犯意識と取り組み状況に、明確なちがいが出ています。



(6) 防犯力向上のために重要なことについて

「地域の防犯力向上に必要な考え方のうち、重要と思われるものは何ですか？」（1つ選択）

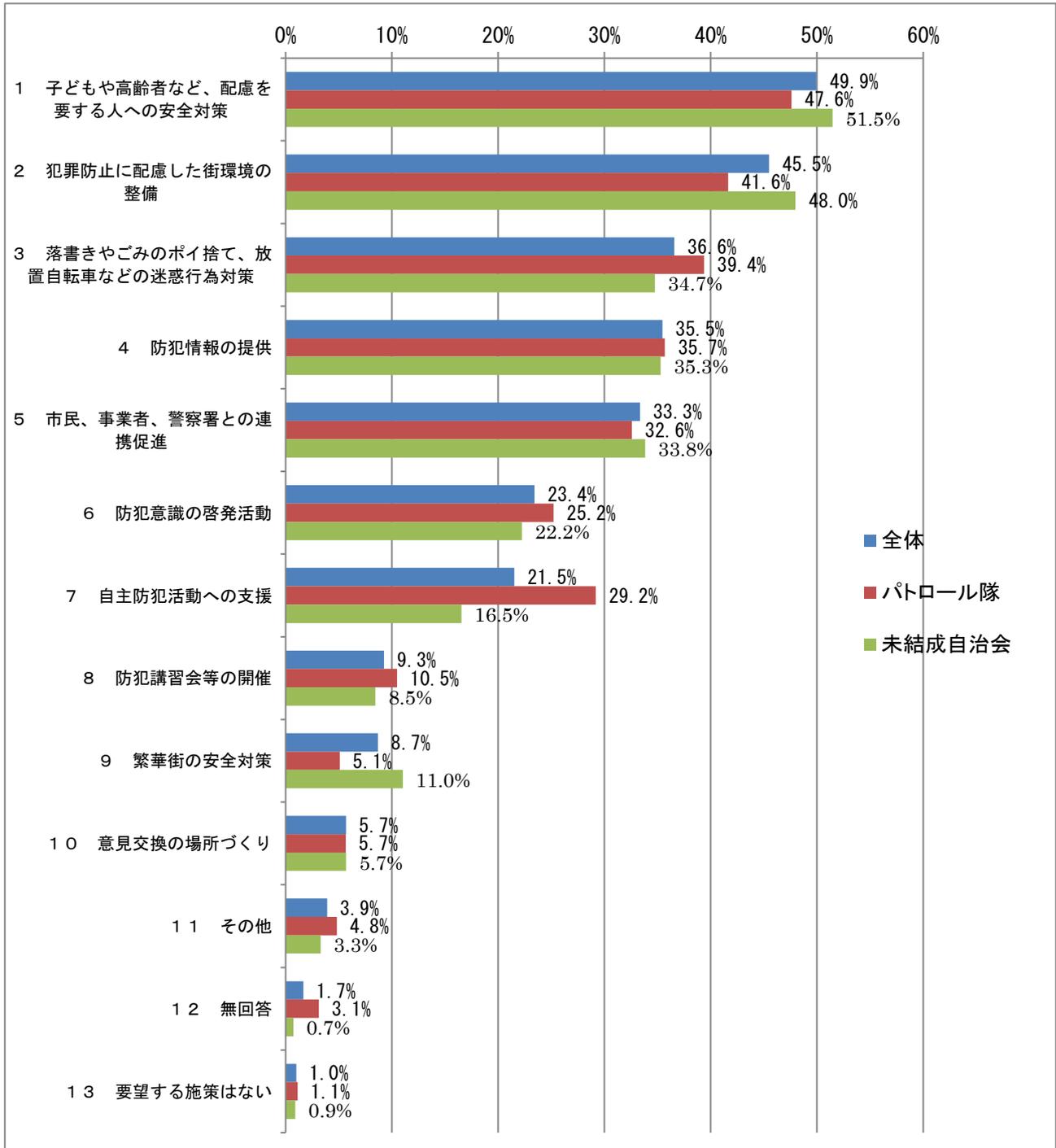
防犯パトロール隊が結成されている町内自治会は、一人一人の意識向上や地域一丸の取組みを挙げる割合が高く、未結成の町内自治会では、警察や行政と一体の取組みを挙げています。



(7) 千葉市に期待する防犯施策について

「市が行う防犯対策について、要望する施策は何ですか？」（複数選択）

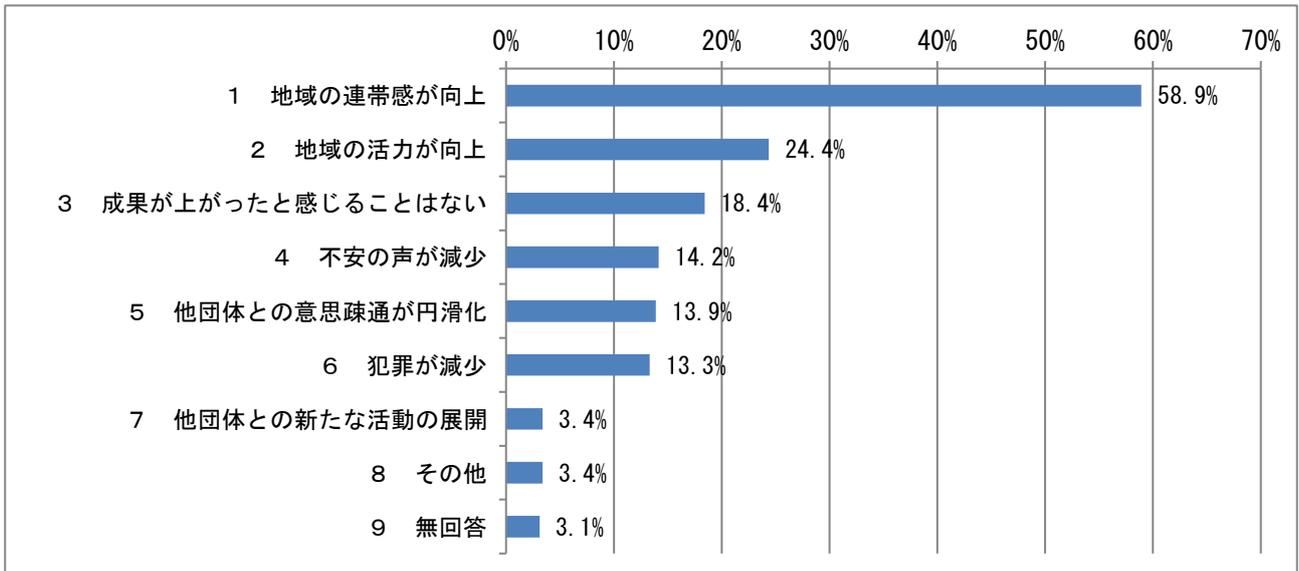
子どもや高齢者など、配慮を要する人への安全対策は防犯パトロール隊の結成の有無にかかわらず高い割合を示しており、犯罪防止に配慮した街環境の整備、繁華街の安全対策は未結成の町内自治会で、自主防犯活動への支援は結成されている町内自治会で、高い割合を示しています。



(8) 地域防犯活動の成果について (防犯パトロール隊結成団体のみ回答)

「現在取り組んでいる防犯活動により、成果が上がったと感じることは何ですか？」(複数選択)

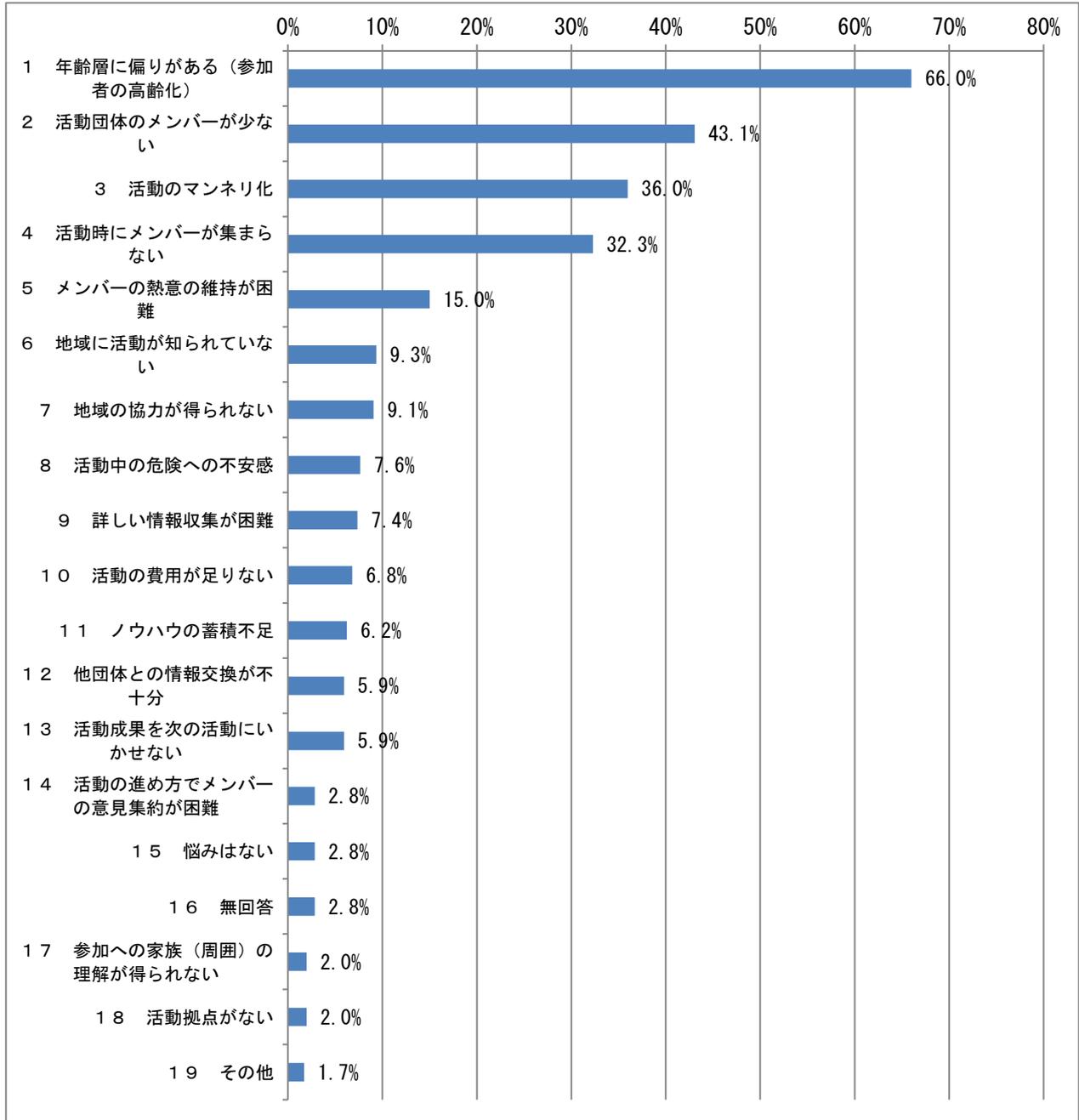
成果を実感できないとの意見の割合が3番目に高いのは、大きな課題であるといえます。



(9) 地域防犯活動における悩みについて（防犯パトロール隊結成団体のみ回答）

「パトロール隊等の運営や活動における悩みは何ですか？」（複数選択）

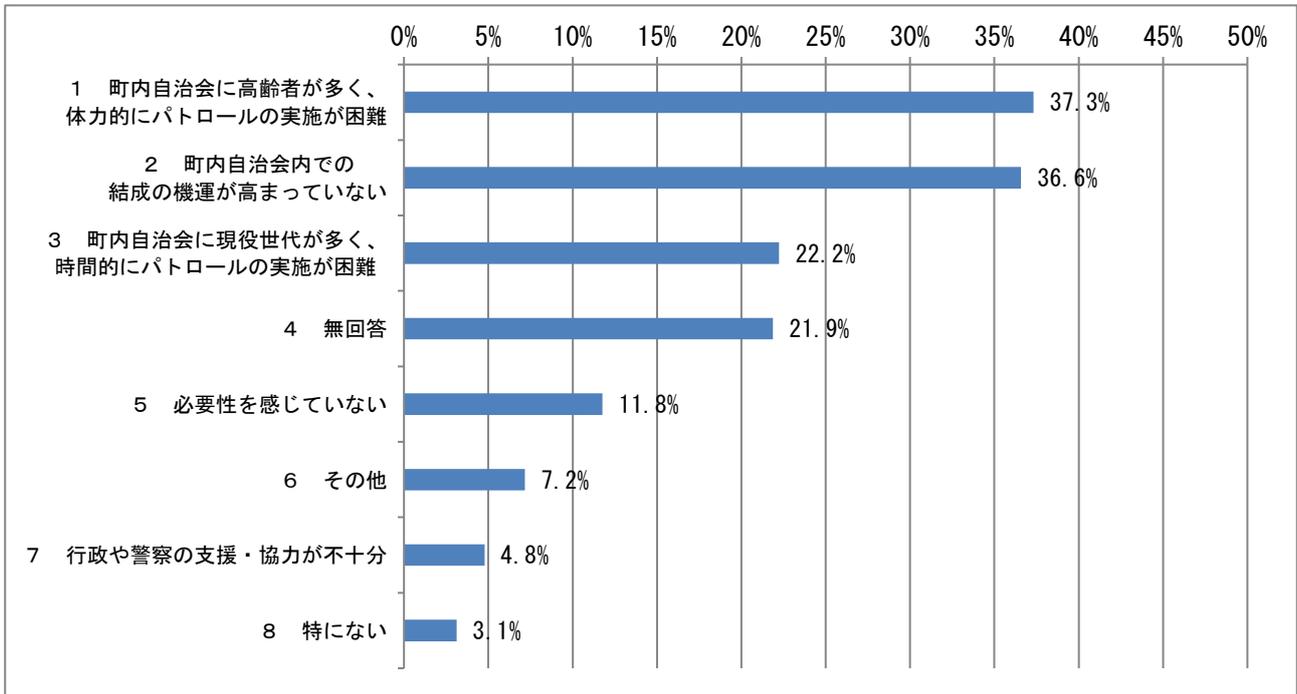
参加者の高齢化や少なさを指摘する声は多く、防犯パトロール隊を継続することの難しさが浮き彫りになっています。



(10) 防犯パトロール隊の未結成理由について（防犯パトロール隊未結成町内自治会の代表者のみ回答）

「町内自治会に防犯パトロール隊（防犯部）を結成していない理由はなんですか？」（複数選択）

高齢者が多いことを挙げる声は多く、その点では防犯パトロール隊が結成されている町内自治会と状況は同じです。



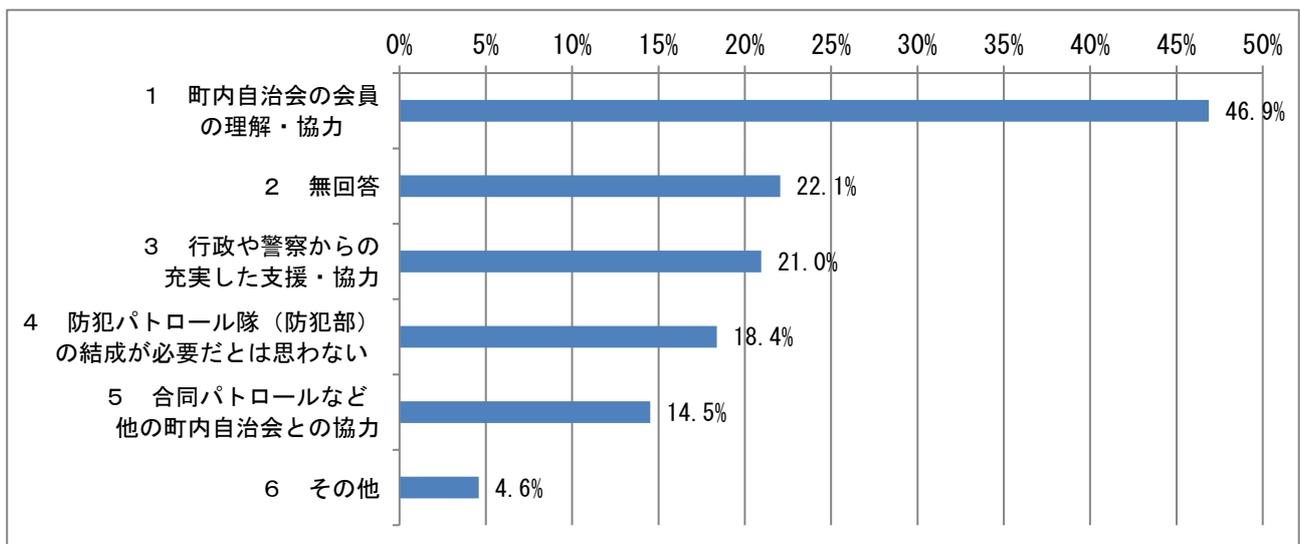
(11) 防犯パトロール隊結成のために必要なことについて

（防犯パトロール隊未結成町内自治会の代表者のみ回答）

「町内自治会に防犯パトロール隊（防犯部）を結成するために必要だと思うことは何ですか？」

（複数選択）

未結成の町内自治会でも、理解や協力の意思等があれば、防犯パトロール隊の結成も考えられる結果となっています。



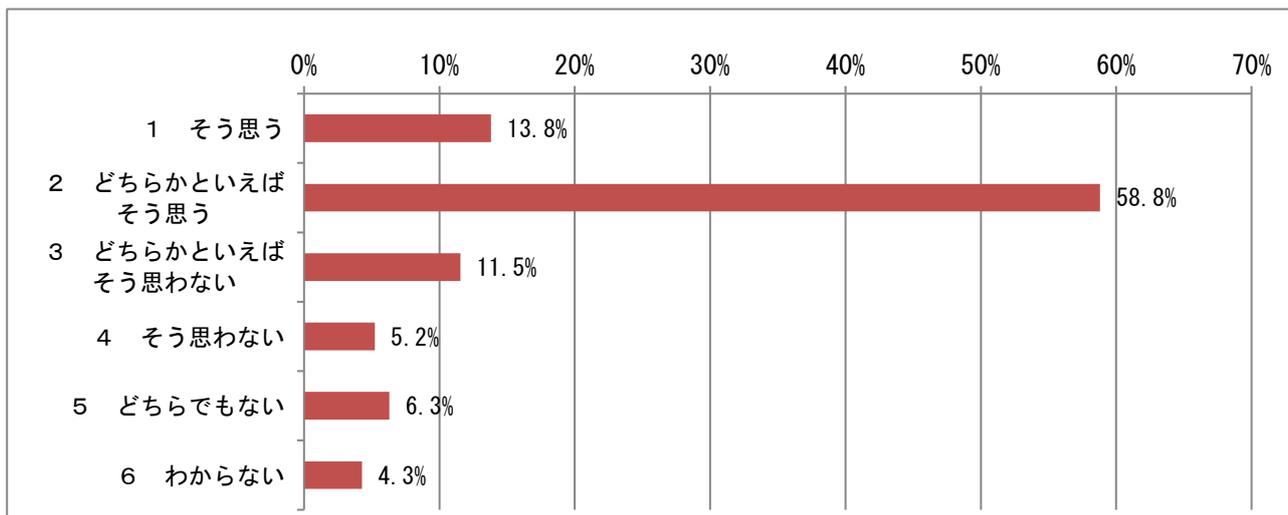
アンケート結果2（2020年度 第2回 WEBアンケート）

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 期 間 | 令和2年5月1日 午前10時 ~ 5月10日 午後5時 |
| 回 答 者 数 | 840人（内訳：男394人 女405人 その他2人 未回答39人） |

（1）千葉市の体感治安について

「市内の治安は良いと感じますか。」（1つ選択）

町内自治会へのアンケートと同様、約7割の人が治安はよいと感じている結果となっています。



<編集・発行>

千葉市 市民局 市民自治推進部 地域安全課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043-245-5264

FAX 043-245-5637

Eメール chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp